

陳情第 1 1 5 号	受理年月日	平成 2 7 年 9 月 2 8 日
付託委員会	総務財政委員会	
陳 情 者	八幡西区本城三丁目 2 2 - 1 9 大庭 孝広	
件 名	情報公開審査会のあり方について	
要 旨	<p>2013 年に発生した若戸トンネル内消防車横転事件に係る情報公開請求不開示処分に対する異議申し立て後の情報公開審査会の審議・答申内容は、行政による不祥事隠蔽を明らかにしようとする私の目的を無視した内容であったが、その他の案件の答申書を見てもそれを疑わせるものが多々ある。</p> <p>行政の監視役である市議会は、不正を行う行政を糾弾するべきであり、それができないのならば、必要ない組織である。</p> <p>情報公開審査会の審議内容は、情報公開条例第 31 条を理由に説明を拒否されているが、条文を見ても公開してはならないとはされておらず、更には当事者への説明は公開ではないので、その理由は通用しない。</p> <p>情報公開審査会は、求めに応じて説明を尽くすべきである。</p> <p>については、情報公開審査会のあり方を見直すよう、市議会において提起していただきたい。</p>	